

令和7年度 橋梁の設計等に関する技術支援業務 (簡易公募型プロポーザル方式)

○技術提案書の提出者の選定 公示日: 令和7年5月13日 選定通知日: 令和7年5月30日

新潟港湾空港技術調査事務所

評価項目	評価の着目点	配点	A社		B社		C社		備考
			評価	評価点	評価	評価点	評価	評価点	
資格要件	技術部門登録 下記の順位で評価する。 ①当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録（港湾及び空港部門又は鋼構造及びコンクリート部門）有り、公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関 ②上記以外 設計共同体の場合は、代表者の登録状況を評価の対象とする	①5点 ②加点しない	②	0	①	5	①	5	
業務実績	平成27年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 再委託による業務は実績として認めない。なお、業務実績がない場合は選定しない。 設計共同体の場合は、代表者の実績を評価の対象とする。	①10点 ②6点	②	6	①	10	①	10	
業務成績	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和4年度から令和5年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（業務評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③76点以上78点未満 ④74点以上76点未満 ⑤72点以上74点未満 ⑥70点以上72点未満 ⑦68点以上70点未満 ⑧65点以上68点未満 ⑨60点以上65点未満 60点未満の場合は選定しない。なお、令和4年度から令和5年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（ともに港湾空港関係）発注業務の実績がない場合は加点しない。 設計共同体の場合は、全構成員の全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和4年度から令和5年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（業務評定点）の平均点で評価する。	①30点 ②27点 ③24点 ④21点 ⑤18点 ⑥15点 ⑦12点 ⑧9点 ⑨0点	②	27	①	30	②	27	
専門技術力	優良表彰又は生産性向上技術活用表彰 北陸地方整備局（港湾空港関係）発注の令和4年度から令和5年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良委託業務表彰又は生産性向上技術活用表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかに該当する者 ・優良委託業務表彰（局長）の実績 ・生産性向上技術活用表彰（局長）の実績 ②以下に該当する者 ・優良委託業務表彰（事務所長）の実績 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。 ※ 優良表彰と生産性向上技術活用表彰と災害対策関係功労者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。	①5点 ②3点	①	5	-	-	-	-	
災害対策関係功労者表彰	令和5年度から令和6年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰を受けた経験のある者を評価する。 ※北陸地方整備局（港湾空港関係）との災害協定等に基づく活動実績がある場合に限る。 ※ただし災害対策関係功労者表彰と優良表彰と生産性向上技術活用表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。	5点	-	-	-	-	-	-	
事故及び不誠実な行為	北陸地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し、参加表明書提出期限日において以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ①文書注意(発せられた日から2ヶ月間) ②口頭注意(発せられた日から1ヶ月間) 設計共同体の場合は、各構成員のうち1者でも「事故及び不誠実な行為」に該当すれば減点の対象とする。	①-5点 ②-3点	-	-	-	-	-	-	
資格要件	技術者資格 下記の順位で評価する ①・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設）又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・博士（工学） ②・APECエンジニア（Civil又はStructural）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者 ・土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者の資格を有し、「認定証」の交付を受けている者 ・RCCM（港湾及び空港部門又は鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者（但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者） なお、上記以外の場合は次格とする。 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の資格で評価する。	①5点 ②3点	①	5	①	5	①	5	
予定管理技術者の経験及び能力	業務実績 平成27年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績 ②類似業務の実績 実績は管理技術者又は担当技術者として従事したものに限ることとし、再委託による業務は実績として認めない。 なお、業務実績がない場合は選定しない。 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の資格で評価する。	①10点 ②6点	②	6	①	10	①	10	
専門技術力	業務成績 全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和2年度から令和5年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を下記の順位で評価する。 ただし、管理技術者として従事した業務のみを対象とするが、管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価する。 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の資格で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③76点以上78点未満 ④74点以上76点未満 ⑤72点以上74点未満 ⑥70点以上72点未満 ⑦68点以上70点未満 ⑧65点以上68点未満 ⑨60点以上65点未満 60点未満の場合は選定しない。なお、令和2年度から令和5年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務実績がない場合は加点しない。	①30点 ②27点 ③24点 ④21点 ⑤18点 ⑥15点 ⑦12点 ⑧9点 ⑨0点	②	27	②	27	①	30	
専門技術力	優良表彰 北陸地方整備局（港湾空港関係）発注の令和2年度から令和5年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①優良建設技術者表彰（局長）の実績 ②優良建設技術者表彰（事務所長）の実績 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。	①5点 ②3点	-	-	-	-	-	-	
専門技術力	災害活動謝へ状の表彰・感謝 令和3年度から令和6年度に受賞した北陸地方整備局災害対策関係功労者表彰、災害対応功労者感謝状を受けた経験のある者を評価する。 ①災害対応関係功労者表彰（局長）の実績 ②災害対応功労者感謝状（局長・事務所長）の実績 ※北陸地方整備局（港湾空港関係）との災害協定等に基づく活動実績がある場合に限る。 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。 設計共同体の場合は、各構成員の実績とし、順位の高い方を評価の対象とする。	①5点 ②1点	-	-	-	-	-	-	
海外インフラプロジェクト技術者表彰ロジエ	海外インフラプロジェクト技術者表彰（大臣賞・奨励賞（港湾空港関係））の実績 配置予定の管理技術者の他に技術指導者（担当技術者として配置）を配置する場合は、技術指導者の資格で評価する。 ※ただし災害対策関係功労者表彰等と優良表彰と海外インフラプロジェクト技術者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。	有：5 無：0	無	0	無	0	無	0	
業務実施体制	妥当性 下記の項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合 ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化され過ぎている場合。一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	-	該当なし		該当なし		該当なし		
合計（最高100点）					76	87	87		
順位／選定・非選定					3位 / 非選定	1位 / 非選定	1位 / 非選定		